

指定管理者の指定について

世界淡水魚園（世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 各務原市川島笠田町一五六四番地一  
株式会社オアシスパーク
- 二 指定の期間 令和四年四月一日から令和十一年三月三十一日まで